

## 鳥取市船底等付着物防汚作業緊急支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市船底等付着物防汚作業緊急支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、燃油価格の高騰による漁業経費の増加によって経営状況が悪化している漁業者に対して、漁業経営の改善を図る取組に支援を行い、市内漁業者の経営能力強化を図ることを目的として交付する。

### (交付対象)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1項に掲げる事業を同表第2項に掲げる者が行う事業とする。

2 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第7項に掲げる者とする。

### (補助金の算定)

第4条 本補助金の額は、別表第3項に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて算出した金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。ただし、同表第5項に掲げる漁船の規模の区分に応じた額を限度とする。）に同表第6項に掲げる率（以下「補助率」という。）を乗じて算出した額（1円未満は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、原則として事業を開始する日の20日前までに行わなければならない。ただし、操業の都合等により、やむを得ない場合はこの限りではない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて算出した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請することができる。

### (仕入控除税額及び交付決定)

第6条 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第7条 補助事業者は、第4条第1項に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

規則第9条第1項、 第9条の2、第12 条（ただし書を除 く。）、第16条、第 17条並びに第18 条第1項及び第3項	補助事業者等	間接補助事業者
	補助金等の交付	間接補助金の交付
	補助事業等	間接補助事業
	市長	補助事業者
	補助事業等変更（中止・廃止） 承認申請書（様式第3号）	補助事業者が定める申請書
	補助事業等又は間接補助事業等	間接補助事業
	決定内容等	間接交付の決定の内容又はこれ に付された条件若しくは指示
	補助事業等（補助金等が間接補 助金等に係るものである場合 にあっては、間接補助事業等。以下 この条において同じ。）	間接補助事業
	補助事業等実績報告書（様式第 7号）	補助事業者が定める報告書
	第10条第2項の規定により補 助事業等完了届の提出があった とき又は補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の30%を超える減額を伴うもの
- （2）本補助金の増額を伴うもの
- （3）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

（間接的な変更等の承認）

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第9条の規定に準じた内容の条件に基

づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する条件に基づき、規則第9条第1項の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに第8条に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第9条の2又は規則第18条第3項の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第12条の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 間接補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 間接補助事業の完了予定年月日の属する年度の末日

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額とする。）を超えるときは、様式第4号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第12条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年 3月11日から施行する。

別表（第4条関係）

1 間接補助事業	鳥取市船底等付着物防汚作業緊急支援事業	
2 事業実施主体 (間接補助事業者)	市内漁港に所属する漁業者	
3 間接補助対象経費	船底等付着物防汚作業のために必要な経費	
4 間接補助対象経費の 基準	省エネに資するため、船底等の付着物を除去し、塗装を施すために要する経費(ただし、船舶1隻につき一度限りとし、1トン未満の漁船及び船外機船は除く。)	
5 間接補助対象経費上 限額 (1隻あたりの額)	漁船の規模	補助対象経費上限額
	1トン以上5トン未満	30千円
	5トン以上10トン未満	60千円
	10トン以上20トン未満	150千円
	20トン以上	300千円
6 補助率	1/3	
7 間接交付主体 (補助事業者)	漁業協同組合、その他市長が認めた者	

様式第1号（第5条、第11条関係）

鳥取市船底等付着物防汚作業緊急支援事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業実施主体

様式第3号に記載してください。

3 事業の内容及び経費の配分

（単位：円）

事業項目	補助対象経費 （算定基準額）（A）+（B）	負担区分	
		市補助金（A）	その他（B）
船底等付着物防汚作業のために必要な経費			

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業の内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名および連絡先）を記載してください。

※様式第3号の「他の補助金の活用」欄に、活用の有無を記載してください。

5 事業完了予定（又は完了）年月日

6 添付資料

（1）様式第3号

（2）船底等付着物防汚作業に係る見積書（消費税額がわかるもの）

（3）船底等付着物防汚作業に係る領収書等支払を証明する書類

（注）事業計画書には（1）、（2）を添付し、事業報告書には（1）、（3）を添付すること。

様式第2号（第5条、第11条関係）

鳥取市船底等付着物防汚作業緊急支援事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
市補助金					
その他					
合計					

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
船底等付着物防汚作業緊急支援事業					